

米国版ISAの道!? トランプ大統領のDCSAs創設案!

～DCの様な所得控除、英ISAやNISAの様な毎年拠出で積み上がり、529プランの様な子ども向けで、老親にも提供される補助金付き非課税制度。日米で起きている教育無償化の流れの中、日本でも検討されるかもしれない。～

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

トランプ大統領は DOL ルールを破壊しようとする一方、DCSAs を創設しようとしている

トランプ大統領が 2017 年 1 月 20 日に就任、1 カ月超が経過した。就任早々、オバマケア/医療保険制度改革法の見直しと言う大統領令に署名し、その後も TPP/環太平洋経済連携協定の離脱、ドッド=フランク法の見直し、労働省(DOL)フィデューシャリー・デューティー/受託者責任ルールの見直し(後述※1 参照)と言った大統領令に次々と署名した。その多くはオバマ前大統領の政治的なレガシー(遺産)を潰すもので、トランプ大統領は「最高破壊責任者/the Disrupter-in-Chief」(2017 年 2 月 18 日付米バロンズ～URL は後述[参考ホームページ]①)とも言われる様になっている。



(出所: ホワイトハウスのホームページより)

ただ、その一方で、全く目立たず注目もされていないが、「伝統的な根っからの共和党員/traditional Republican at heart」(2017 年 2 月 18 日付米バロンズ～URL は後述[参考ホームページ]①)らしい減税策案もある。それも、トランプ大統領と熾烈な政治的抗争を続ける民主党が支持しそうな低中所得層労働者に直接支援を提供する案、大統領選中の 2016 年 9 月 13 日に提案した「DCSAs」創設案である(トランプ氏選挙運動サイト～URL は後述[参考ホームページ]②)。

米国の DC/Defined Contribution/確定拠出年金(*401k や IRA 等)と英国の ISA/Individual Savings Accounts/個人貯蓄口座を合わせた様な名前だが、「Dependent Care Savings Accounts/扶養家族養育貯蓄口座」の事だ。DC/確定拠出年金と意味は違うものの、DC/確定拠出年金の様な所得控除(拠出時非課税)があり、英国 ISA や日本の NISA/少額投資非課税制度の様な毎年拠出で積み上がり、英国のジュニア ISA や日本のジュニア NISA に老親扶養まで加えた政府補助金制度付き非課税口座である(下記参照)。

トランプ大統領が選挙中に提案した「DCSAs/Dependent Care Savings Accounts/扶養家族養育貯蓄口座」案

- ・米国全ての親に「Dependent Care Savings Account/扶養家族養育貯蓄口座」を開始する計画である。
- ・家族は毎年 2000 米ドルを全く非課税で拠出出来る事となる。
- ・全ての米国国民に適用され、企業が提供している制度とは関係なく適用される。
- ・子どもの為の口座だが、生まれていない子どもも含む。
- ・口座に拠出された資金は子どもの養育の為、子どもを豊かにする為に使われる。
- ・口座に毎年拠出される資金はその年で終わる事も無く、会社や国庫に行く事も無い。
- ・毎年 2000 米ドルの拠出だが、使わなければ積み上がるので、かなりの貯蓄にもなる。
- ・子どもが 18 歳になるまで維持される。
- ・低所得層の家族については、親が 1000 米ドル拠出すれば政府が 500 米ドルを提供する計画である。
- ・高齢の扶養家族(老親)の為にも使われる。(出所: トランプ氏選挙運動サイト～URL は後述[参考ホームページ]②)

「DCSAs」創設案について2016年12月14日付米ロイターは次の様に報じている(URLは後述[参考ホームページ]③)。**ラテン系、ムスリムなどマイリティー層に対する攻撃を含め、トランプ氏が行った選挙運動の傾向から考えれば、多くの民主党議員が自党の方針に固執すべきだと感じているのは無理もないことだ。だが実のところ、トランプ氏の選挙公約の多くは、民主党の長年の優先課題を代弁するものである。こうした主張の重なりを考えれば、少なくとも、以下に述べるようなテーマに関してはトランプ氏への協力を模索することが、民主党にとって最善の選択だろう。…(略)…トランプ氏は、新たに扶養家族養育貯蓄口座(DCSA)の創設により勤労所得控除を補うことさえ求めている。DCSAは、家計が子どもの養育費用や特別課外授業の費用、あるいは高齢の家族のための在宅介護費用を賄うための非課税口座を作ること認めるものだ。トランプ氏の計画では、開設されたDCSAに対する部分的な政府補助金の支給まで提案している。401K制度において政府や多くの組織が従業員に提供している給付金に似た措置だ。民主党が低中所得層の労働者に直接的支援を提供したいのであれば、勤労所得控除及びDCSAに関する提案の実現にトランプ氏がどれほど本気かを試すため、トランプ氏の法案を支持すべきだ。」**

2017年2月18日付米バロンズの「**2人のトランプと言う話/A Tale of Two Trumps**」に出ていた「**典型的な共和党大統領と破壊者の両面**」、トランプ大統領にある「**最高破壊責任者**」と言う目立つ一面以外に「**伝統的な根っからの共和党员**」と言う隠れた一面もある事、しっかり見ていきたい。

※1: 労働省(DOL)フィデューシャリー・デューティー/受託者責任ルール(以下、DOLルール)

…労働省(DOL)が策定したルールで、ブローカー/販売会社が、個人退職勘定/IRA や 401k など退職優遇税制口座に対して投資アドバイスをする場合(*資産/AUM5000万ドル未満の小さなプラン)、



RIA/投資顧問業者と同様のフィデューシャリー・デューティーをかけるというルールである(2016年7月19日付日本版ISAの道 その149~URLは後述[参考ホームページ]参照)④。ブローカーが販売手数料等を徴収する場合、「最善の利益契約の免除規定/Best Interest Contract Exemption/BICE」と言う厳しい免除規定をクリアしなければならなくなり、詳細な開示が求められ、顧客から承認も得なければならなくなる。小さなプランなのにコストが嵩み、ビジネス効率性から、小さなプランへのサービスをやめる可能性が高いと業界や共和党から懸念されている(2015年12月28日付日本版ISAの道 特別号参照~URLは後述[参考ホームページ]⑤)。

2017年4月10日に基本条項が実施され、2018年1月1日までに完全実施される見込み。

小さなプランの退職優遇税制口座に対しての投資アドバイスについてはあるが、「**ある時点で、SECはおそらく労働省フィデューシャリー・ルールを全ての投資口座に拡大するだろう。仮にそうならなくても、労働省フィデューシャリー・ルールはデファクトスタンダード/事実上の標準/De Facto Standardになる。**」(2016年7月9日付米バロンズ~URLは後述[参考ホームページ]⑥)とされている為、ブローカーも投信会社も業界として対応している。



DOLルールはオバマ民主党政権時代に策定されたルールであり、この実施を延期、縮小、出来れば撤廃しようとしているのがトランプ共和党政権で、2017年2月3日にはその為の大統領令を出している(2017年2月6日付日本版ISAの道 その171~URLは後述[参考ホームページ]⑦)。トランプ共和党政権にとって問題はDOLの労働長官がまだ就任していない事。パズダー氏が2月15日に辞退に追い込まれ、2月16日にフロリダ国際大学法科大学院長のアコスタ氏が指名されているものの(Alexander Acosta~写真はフロリダ国際大学法科大学のホームページより)、上院承認は3月になりそうだとする(2017年2月16日付米インベストメント・ニュース誌~URLは後述[参考ホームページ]⑧)。

労働長官等のいないDOLだが、ハグラー労働次官補代理の下で、2月3日の大統領令対応は進めている。当初は訴訟による実施延期を検討したが、2月8日にダラス連邦地裁でルールへの訴えが却下され、2月9日にDOLは実施の延期を米ホワイトハウスの行政管理予算局/OMBに申請している。大統領令の草案にあった「4月10日からの180日遅延」の可能性が高い。ルールの策定時もOMBに送られており(2016年1月28日)、OMBレビューを受け2016年4月6日にルールは発表された。

OMBは現在、局長としてマルバニー下院議員(共和党)が上院承認(2月16日)を経て就任している事から、速やかなレビューとなりそうである。OMBレビュー後、15日のコメント期間と日数不明のパブリックコメント期間を経て実施の延期に向かう事が検討されている(2017年2月16日付米インベストメント・ニュース誌~URLは後述[参考ホームページ]⑨)。

米国のDCSAs案、米国の529プラン、英国のジュニアISA、日本のジュニアNISA

「DCSAs」は米国の「529プラン/Qualified Tuition Programs/教育資金積立制度」(*「529」は内国歳入法529条に基づく為)に似る(2015年10月19日付日本版ISAの道 特別号~URLは後述[参考ホームページ]⑩)。

529プランも、英国のジュニアISAや日本のジュニアNISAと同様に子どもの将来に備えた税制優遇制度である。ただ、英国のジュニアISAや日本のジュニアNISAと違い、資金の用途が高等教育であれば年齢制限は無く、親権者以外も管理出来る(*ジュニアNISAは20歳未満、英国ジュニアISAは18歳未満、共に管理は親権者)。さらに、英国のジュニアISAや日本のジュニアNISAの様な大人版(アダルト/レギュラー版)への移行も無く、投資可能期間が限定されおらず、非課税投資額には実質上限が無い。

日本のジュニアNISA、英国のジュニアISA、米国の529プラン、米国のDCSAs案

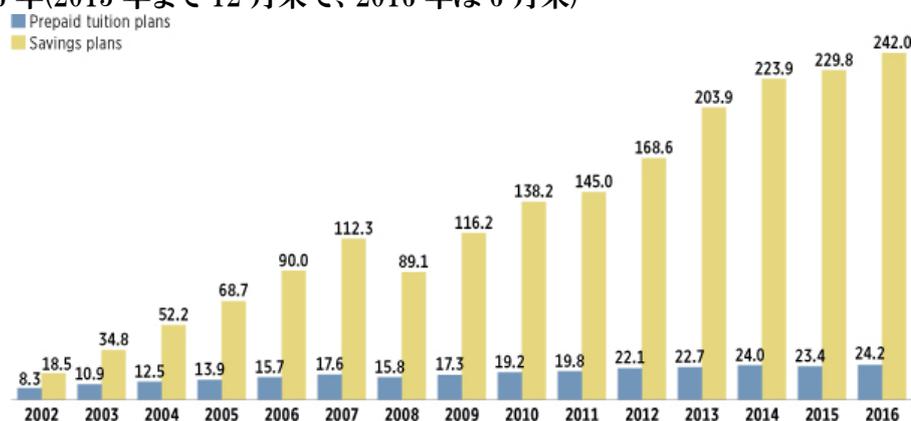
| 項目 | 日本 日本のジュニアNISA (未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置) | 英国 英国のジュニアISA (未成年者のための個人貯蓄口座) | 米国 米国の529プラン (教育資金積立制度) | 米国 DCSAs案 (Dependent Care Savings Accounts、扶養家族投資貯蓄口座) |
|-----------|---|---|---|--|
| 制度を利用可能な者 | 20歳未満の日本居住者など(名義者) *1月1日において20歳未満およびその年に出生した者。 *親父母や両親等(親権者等)が孫や子どもの代理で運用。 | 18歳未満の英国居住の子どもの(名義者) *口座開設は子どもの親権者のみ。資金拠出は子どもの両親や祖父祖母なども可。 *2009年1月1日以前に開かれた口座は2009年1月1日以前に開かれた口座にのみ適用。 *Child Trust Fund savings account: CTF(2002年1月1日~2011年1月2日生まれの非課税投資。CTFからジュニアISAへの移行は2015年1月1日開始。 *18歳以上~18歳未満は、子ども本人または親権者が管理可能。 *18歳になると自動的にアダルト/レギュラーISAに、18歳以上~18歳未満はアダルト/レギュラーISAとジュニアISA積立金の両方の口座開設可能。 | 米国民または居住者(所得・年齢制限なし) *誰でも加入することができ、受益者も口座につき1人となるが誰でもよく、親戚、友人、自分自身も可。居住している州の州税を529プランの利用も可。ただし、資金の用途は、将来の高等教育費の実支に限定。 | 扶養している18歳未満の子ども(生まれていない子どもを含む)、高齢の扶養家族(老親) |
| 非課税対象 | 上場株式・公募株式投資等の配当・譲渡益 | 株式型・株式・投信・債券・保険等の利子・配当・譲渡益等、預金型・預金・MMF等の利子。 | 投信(含むMMF)など。 | 投信(含むMMF)など(ただし未発表)。 * 抽出禁止種類(所得控除)、運用資産控除 |
| 非課税投資枠 | 毎年、新規投資額で80万円を上限 *累積非課税投資額上限400万円。 *生前贈与の場合、NISA以外に贈与があり、合算で年間110万円を超える。贈与税がかかる(見直し)。下記「贈与税」欄参照。 | 4080英ポンドを上限 (預金型と株式型の合計) *18歳以上~18歳未満はジュニアISA(4080英ポンド)に加え、アダルト/レギュラーISA預金型(15240英ポンド)も可なので、19320英ポンドを上限。 *累積非課税投資額上限無し。 | 実質上限なし。州ごとに1人1人上限のある場合もあるが、上限の無い州もあり、複数の州でも開設出来る。 | 毎年、新規投資額で2000米ドルを上限。 *住所所得の家庭については、額が1000米ドル。拠出すれば政府が500米ドルを提供する。 |
| 投資可能期間 | 8年間(2016年~2023年) *口座開設は2016年1月1日から、投資は同年4月1日から(2017年以降は1月1日)から。 | 恒久化 | 恒久化 *当初は2010年まで、2006年に恒久化。 | 未発表 |
| 非課税期間 | 投資した年から最長8年間 *子どもの年齢により、継続して長期の非課税保有が可(1月1日において20歳である年の前年12月31日まで)。 *20歳でかえした1月1日以後は成人NISAへ移行可。 | 無制限(年齢制限あり) 18歳になると自動的にアダルト/レギュラーISAへ。 | 無制限 | 無制限(年齢制限あり) 18歳になるまで。 |
| 途中売却 | 原則、18歳になるまで引き出し不可 *3月31日において18歳である年の前年12月31日まで。 *途中で引き出す場合は通常の利益に対して課税。 *災害等やむを得ない場合などの例外あり。 *ファンドのスイッチング不可。 | 18歳になるまで引き出し不可(口座のすべての管理は親権者、18歳以上で子ども本人の管理可)。 *ジュニアISA内では株式型と預金型の間の移行は可。ジュニアISAとアダルト/レギュラーISAとの間の移行は不可。CTFはジュニアISAとの移行可(2015年4月以降)。 | 高等教育費以外で引き出すと、ペナルティ課税あり。スイッチングは年1回可。 | 扶養家族の養育の為、子どもを豊かにする活動の為。 |
| 損益通算 | 特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可。 | ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可。 | 投資損失を課税所得から除くことも可能。 | 未発表 |
| 口座開設数 | 一人一口座。金融機関の変更不可。 | 株式型と預金型に各一人一口座、さらに同時期には一つの金融機関でしか開設出来ない。 | プラン数に上限なし(別の州でも開設可)。 | 各一人一口座。 |
| 導入時期 | 2016年1月1日からの申込で同年4月1日から。 | 2011年11月1日 *最初の課税年度(アダルト/レギュラーISAでは2011年4月6日~2012年4月5日)はジュニアISAでは2011年11月1日~2012年4月5日。 | 1996年1月1日 | 未定 |
| 加入者数 | 78,168人(0歳から18歳人口約2210万人の約0.35%(2016年1月末時点)) | ジュニアISAの残高は2016年4月5日現在、27億5600万英ポンド(約4306億円)、うち株式型9億9900万英ポンド(約1561億円)、預金型17億5700万英ポンド(約2745億円)(2016年8月28日HMRC/英国歳入税関庁発表データより)。 ジュニアISAに2015~2016年度(2015年4月6日~2016年4月5日)は738万口座/9億2100万英ポンド(約1439億円)の拠出。うち株式型は24.1万口座/3億9900万英ポンド(約623億円)の拠出。預金型は49.7万口座/52200万英ポンド(約816億円)の拠出。 | 529プランは2016年6月末現在の残高で2662億米ドル。となっており(2016年11月17日発表)ICI/米教育投資信託協会データより)。うち、投信への投資が可能な「米教育投資信託協会(カレッジセービング)型」が243億米ドル。とかなりのシェアを占めており、授業料を決定する公的性格が強い「授業料前払い(プリペイド)/Prepaid tuition plans型」は242億米ドル。とどこまで。 | |
| (参考) 贈与税 | 受益者一人当たり年間110万円以下は非課税(贈与税の基礎控除)。繰越不可。 *直系尊属から、30歳未満の孫・孫・子への教育資金を贈与した場合は受益者一人につき1500万円(学校以外は500万円)まで非課税(教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置。2015年4月1日~2019年3月31日)。扶養義務者からの教育資金は非課税だが、必要な都度直接これらに充てられるものに限られ、それを預金したり株式などの買入資金に充てたりしている場合は贈与税がかかる。 | 贈与者が77歳を超えて生き続けられれば非課税。7年以内に死亡すると相続税一律40%がかかる(Potentially Exempt Transfer/PET)。ただし課税対象額は8年超20%、6年以下40%、... (略) ...、3年以下100%と段階的になっている。 *贈与時に一律20%と言っただけだが(Chargeable Lifetime Transfer/CLT)、7年以内に死亡すると相続税一律40%がかかるので払った20%は控除されるが、適用は少ない。 | 受益者一人当たり年間14万米ドルまで控除可。貯蓄型は5年分の控除枠の前払い利用も可(最大17万米ドル)。 | |

(出所:日本の金融庁・財務省、HMRC/英国歳入税関庁、IRS/米国内国歳入庁、ICI/米教育投資信託協会などより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

529 プランでは投信への投資が可能な「セービング・プラン」がかなりのシェアで拡大中

2016年11月17日に発表されたICI/米国投資信託協会のデータによれば、「529プラン/Qualified Tuition Programs/教育資金積立制度」は2016年6月末現在の残高で2662億米ドル/約28兆円となっている。うち、授業料を前払いで確定し公的性格が強い「プリペイド・チューション・プラン/Prepaid tuition plans」は242億米ドル/約2.5兆円にとどまる中、投信への投資が可能な「セービング・プラン/Savings Plans」は2420億米ドル/約25兆円とかなりのシェアを占め、拡大している。

「529プラン/Qualified Tuition Programs/教育資金積立制度」の資産残高推移(十億米ドル)
2002年～2016年(2015年まで12月末で、2016年は6月末)



(出所: ICI/米国投資信託協会「529 Plans」より～URLは後述[参考ホームページ]⑩)

529 プランでの投信保有残高はミューチュアルファンドよりも伸びている

529プランのうち、投信への投資が可能な「セービング・プラン」において投信保有残高は約94%を占めている(2015年12月末現在)。529プランの投信保有残高は2016年8月末に2399億米ドル/約25兆円と過去最高を更新した(*2016年9月以降は一部純資産の欠落があるので見ていない)。

次頁に「米国の投信と529プランの投信保有残高」の1994年～2016年(年末ベース)を掲載した。投信(ETFを含まないがMMFを含む追加型～ミューチュアルファンド～)の残高は2016年12月末に16兆3438億米ドル/約1912兆円と529プランの70倍近くあるものの、その伸び悩みは明らかである(*ETFへのシフトも大きい)。一方で529プランの投信保有残高の伸びはかなり高い(投信の分類等については2015年10月19日付日本版ISAの道 特別号～URLは後述[参考ホームページ]⑪)。

この529プランに加えて、「DCSAs」創設が実現して、投信保有も可能となれば、この分野でのさらなる拡大が期待される。

尚、529プランは1996年1月からの導入と、歴史は古く、2011年11月から導入された英国のジュニアISAや2016年4月から導入された日本のジュニアNISAの参考にもなると思われる。尚、英国には2005年4月から始まった「チャイルド・トラスト・ファンド/CTF」と言う制度はあるものの、こちらは2011年1月から申込み受付が停止されている。



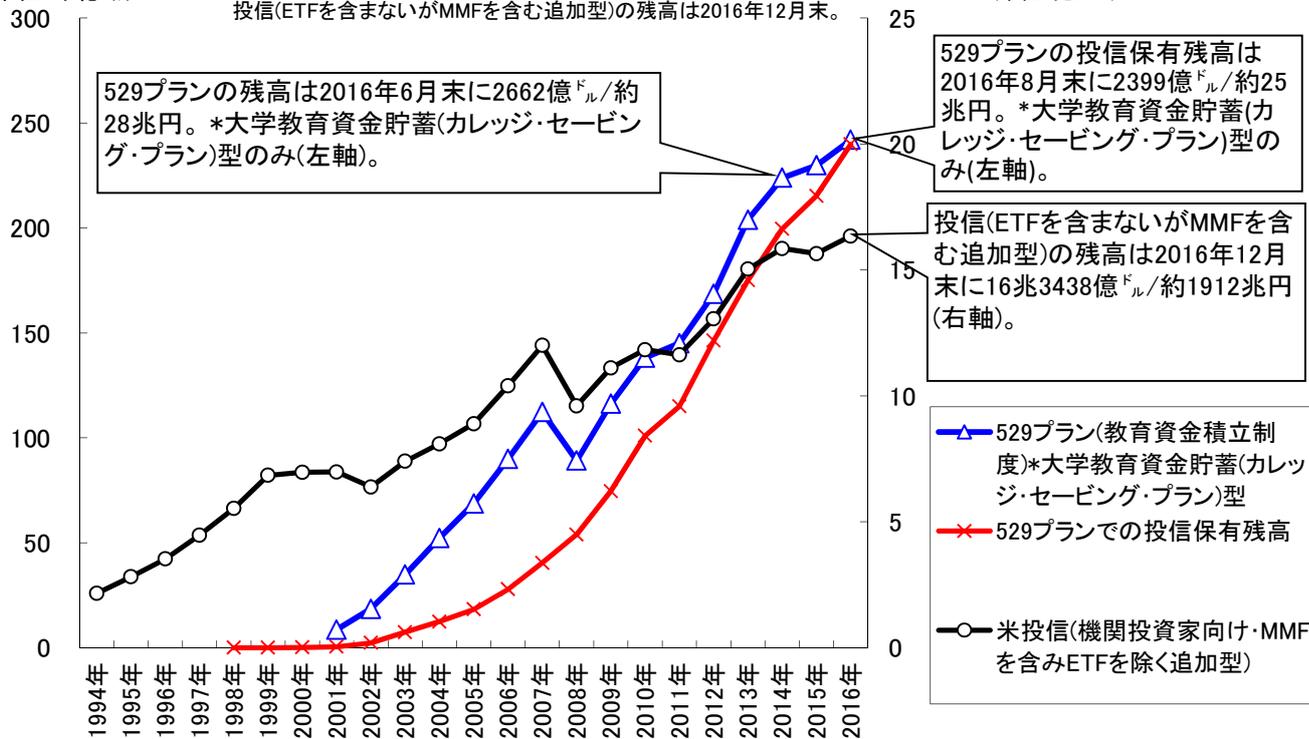
米国の投信と529プランの投信保有残高

529プランの残高
(単位: 十億ドル)

1994年～2016年(年末ベース)

*529プランの残高は2016年6月末、529プランの投信保有残高は2016年8月末、
投信(ETFを含まないがMMFを含む追加型)の残高は2016年12月末。

米投信(ETFを含まないが
MMFを含む追加型)の残高
(単位: 兆ドル)



(出所: 米投信協会/ICIとMorningstar Directより
三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

米国の529プラン・ポートフォリオの純資産上位30

2016年8月31日現在

| 順位 | ファンド名 | 分類 (モーニングスター分類) | 投信会社名 | 設定日 | 純資産 (百万米ドル) | 購入 時手 数料 税率 最大 (%) | 信託 報酬 率 (税 抜・年 率%) | |
|-------------------------|--|------------------------|-------------------------------|-------------|----------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------|
| 1 | VA CollegeAmerica Grth Fund of Amer 529A | 米国大型グロース株 | American Funds | 2002年2月15日 | 6,229 | 5.75 | 0.28 | |
| 2 | NY 529 Direct Moderate Gr | アセットアロケーション(株30～50%) | Upromise Investments, Inc. | 2003年11月14日 | 3,260 | 0.00 | 0.13 | |
| 3 | VA CollegeAmerica Amercn Bal 529A | アセットアロケーション(株50～70%) | American Funds | 2002年2月15日 | 3,051 | 5.75 | 0.23 | |
| 4 | VA CollegeAmerica Cap World G/I 529A | グローバル株 | American Funds | 2002年2月15日 | 2,926 | 5.75 | 0.37 | |
| 5 | NY 529 Direct Aggressive Gr | 米国大型ブレンド株 | Upromise Investments, Inc. | 2003年11月14日 | 2,827 | 0.00 | 0.12 | |
| 6 | NY 529 Direct Conservative Gr | アセットアロケーション(株15～30%) | Upromise Investments, Inc. | 2003年11月14日 | 2,767 | 0.00 | 0.13 | |
| 7 | NY 529 Direct Income | 中期債 | Upromise Investments, Inc. | 2003年11月14日 | 2,429 | 0.00 | 0.11 | |
| 8 | NV Vanguard Moderate Gr | アセットアロケーション(株30～50%) | Upromise Investments, Inc. | 2002年12月11日 | 2,369 | 0.00 | 0.12 | |
| 9 | NY 529 Direct Growth | アセットアロケーション(株70～85%) | Upromise Investments, Inc. | 2003年11月14日 | 2,342 | 0.00 | 0.13 | |
| 10 | VA CollegeAmerica Invmt Co of Amer 529A | 米国大型ブレンド株 | American Funds | 2002年2月15日 | 2,286 | 5.75 | 0.24 | |
| 11 | VA CollegeAmerica Cap Inc Bldr 529A | アセットアロケーション(株70～85%) | American Funds | 2002年2月19日 | 2,195 | 5.75 | 0.23 | |
| 12 | NV Vanguard Growth | アセットアロケーション(株70～85%) | Upromise Investments, Inc. | 2002年12月16日 | 1,952 | 0.00 | 0.13 | |
| 13 | VA CollegeAmerica Fundamental Invs 529A | 米国大型ブレンド株 | American Funds | 2002年2月15日 | 1,906 | 5.75 | 0.25 | |
| 14 | NH UNIQUE 2018 Port | 13～18歳: モテレート(株20～50%) | Fidelity Investments | 1999年1月4日 | 1,867 | 0.00 | 0.10 | |
| 15 | VA CollegeAmerica WA Mutual 529A | 米国大型バリュ株 | American Funds | 2002年2月15日 | 1,822 | 5.75 | 0.24 | |
| 16 | VA CollegeAmerica New Perspective 529A | グローバル株 | American Funds | 2002年2月15日 | 1,608 | 5.75 | 0.38 | |
| 17 | NV Vanguard Conservative Gr | アセットアロケーション(株15～30%) | Upromise Investments, Inc. | 2002年12月16日 | 1,579 | 0.00 | 0.12 | |
| 18 | VA CollegeAmerica Inc Fund of Amer 529A | アセットアロケーション(株70～85%) | American Funds | 2002年2月15日 | 1,505 | 5.75 | 0.22 | |
| 19 | NH UNIQUE 2021 Port | 13～18歳: モテレート(株20～50%) | Fidelity Investments | 2001年12月13日 | 1,495 | 0.00 | 0.10 | |
| 20 | VA CollegeAmerica Grth Fund of Amer 529C | 米国大型グロース株 | American Funds | 2002年2月15日 | 1,469 | 0.00 | 0.27 | |
| 21 | VA CollegeAmerica Amcap 529A | 米国大型グロース株 | American Funds | 2002年2月15日 | 1,407 | 5.75 | 0.31 | |
| 22 | NV Vanguard Aggressive Gr | 米国大型ブレンド株 | Upromise Investments, Inc. | 2002年12月12日 | 1,339 | 0.00 | 0.13 | |
| 23 | VA CollegeAmerica EuroPacific Gr 529A | グローバル株 | American Funds | 2002年2月15日 | 1,131 | 5.75 | 0.42 | |
| 24 | NV Vanguard Income | 中期債 | Upromise Investments, Inc. | 2002年12月16日 | 1,076 | 0.00 | 0.11 | |
| 25 | VA CollegeAmerica US Govt MM Fund 529A | 米マネーマーケット | American Funds | 2009年5月1日 | 1,050 | 0.00 | 0.27 | |
| 26 | UT UESP Customized Static | アセットアロケーション(株70～85%) | Utah Educational Savings Plan | 2010年2月1日 | 1,042 | 0.00 | 0.20 | |
| 27 | UT UESP Equity - 10% Intl | 米国大型ブレンド株 | Utah Educational Savings Plan | 2003年4月1日 | 1,011 | 0.00 | 0.17 | |
| 28 | VA CollegeAmerica Sncap World 529A | グローバル株 | American Funds | 2002年2月19日 | 1,006 | 5.75 | 0.63 | |
| 29 | IA Coll Svg Iowa Growth | アセットアロケーション(株70～85%) | Vanguard Group Inc | 2001年5月9日 | 993 | 0.00 | 0.21 | |
| 30 | MA U.Fund 2018 Port | 13～18歳: モテレート(株20～50%) | Fidelity Investments | 1999年2月19日 | 991 | 0.00 | 0.10 | |
| 4502本 *純資産は合計、その他は単純平均。 | | | | | 2009年6月20日 | 239,897 | 1.02 | 0.20 |

(出所: Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

※1: Upromise Investments, Inc.は529プラン直販最大手の会社。Upromise Investments, Inc.には米国最大の投信会社バンガードグループが深く関係している。Upromise Investments, Inc.も投資顧問はしているものの、半分以上を他社に外部委託しており、その外部委託先で最大な会社がバンガードグループである。その他、JPモルガン・インベストメント、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ、ブラックロックなどにも委託している(*Upromise Investments, Inc.は2013年9月に退職プラン独立系最大手Ascensus College Savings)に買収されている)。

日米で起きている教育無償化の流れの中、日本でも DCSAs が検討されるかも

トランプ大統領が 2016 年 9 月 13 日に「DCSAs」創設を提案した理由は、民主党の大統領候補の一人だったバーニー・サンダース上院議員による所も大きいと思われる。サンダース上院議員は「民主社会主義者」を自称するポピュリスト(大衆主義者)で、ウォール街や TPP/環太平洋経済連携協定を非難して支持を拡大、2016 年 7 月 12 日にヒラリー・クリントン前国務長官を支持するまで民主党候補(無所属)であり続けた人だ。その大きな人気により、クリントン前国務長官はサンダース上院議員の政策に近付け、トランプ大統領も人気にあやかろうとしたのは明らかである。

サンダース上院議員の目玉政策として公立大学無料化があった。これは学生ローンに悩む若者を中心に人気を集めた政策である。クリントン前国務長官はその実現性を疑問視していたが、若者の支持を集める為に大統領選の公約とした。一方、トランプ大統領は DCSAs 等で対抗した。

米国の学生ローンは深刻な問題となりつつある。「2016 年大学卒業生の 10 人中およそ 7 人は学生ローンを受けており、卒業時のローン債務額平均は 3 万 7172 米ドル/約 400 万円で、15 年新卒者が記録した過去最高額の 3 万 5000 米ドル強を上回る見通し。…(略)…米国民 4000 万人が抱える学資ローン債務は合計 1 兆 2000 億ドルに上る。最も懸念すべきは学資ローンを利用したが大学を中退し学位を得られなかったと言う米国人が数百万人いるという事実である。中退者は債務不履行に陥る層の目立って大きな割合を占めている。」(2016 年 5 月 2 日付 WSJ~URL は後述[参考ホームページ]⑩)とも言われている。

大統領選も終わった 2017 年 1 月 3 日、ニューヨーク州が全米で初めての「授業料無料プラン/Free Tuition Plan」を発表した(ニューヨーク州のホームページ~URL は後述[参考ホームページ]⑪)。同州の公立大学の授業料無料プランで、2017 年は同州の年収 10 万米ドル/約 1100 万円以下の家庭が対象となるもの(*2018 年は 11 万米ドル以下、2019 年は 12.5 万米ドル以下)。同プランの発表日、ニューヨーク州のアンドリュウ・クオモ知事(民主党)と共にサンダース上院議員が同席、そこでサンダース上院議員は「革命的な案だ。ニューヨーク州が今年(無償化に)踏み出せば、多くの州が後に続くだろう。」と発言している。



(出所: ニューヨーク州のホームページより、中央がサンダース上院議員、右がクオモ知事)

もちろん、無料化は多額の財源が必要な為、ニューヨーク州は良いとしても、財政の厳しい州では実現が難しい。さらに無料化でその公立大学が超難関となり、昔なら合格出来た学生が合格出来なくなるかもしれない。全米レベルでの大学授業料の無料化、つまり補填も難しい。その意味からすれば、DCSAs は 529 プラン同様、現実的な策とも言える。今後、トランプ大統領が支持率を回復させる為、DCSAs の創設を提案する可能性は十分ある。

ところで、日本においても、2017年1月20日の安倍晋三首相による施政方針演説で「誰もが希望すれば高校にも専修学校、大学にも進学できる環境を整えなければならない。」と述べ、大学までの教育無償化を目指す考えを示した。教育無償化の財源となる「教育国債」などを議論するプロジェクトチーム(PT)が新設されて、2017年6月にも閣議決定する経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)へ反映が目指されている。ただ、2017年2月6日に麻生太郎財務相が「教育国債」について「名を変えた赤字国債という意見は前々からある。極めて慎重にやらないといけない。借金を子どもの世代に送ることと同じにならないか。教育国債の実質は親の世代が租税負担や教育費の捻出を逃げるため、子どもに借金を回すということ。」と言って、否定的な考えを示しているし、2月21日には自民党の小泉進次郎農林部会長など「2020年以降の経済財政構想小委員会」が「子ども保険(仮)創設を検討する方針で一致している。

日本では教育資金について「住宅資金、老後資金と並び、家計の三大支出と言われる教育資金」(2016年8月17日付日本経済新聞朝刊)と言われる中、「貯蓄に用いる金融商品は『学資保険』が60.8%と最も多く、『銀行預金』が48.6%、『郵便貯金』が37.2%だった。『株、投信積立など』は全体の3.7%」(2016年6月10日付博報堂～URLは後述[参考ホームページ]⑭)と言われている。最も多い学資保険だが、マイナス金利の影響から販売停止もしくは保険料引き上げとなり魅力が薄れているものも出ている(学資保険については2014年11月4日付日本版ISAの道その78「ジュニアNISA vs こども(学資)保険! ジュニアNISA vs 英国ジュニアISA・米国529プラン!!」も参照の事～URLは後述[参考ホームページ]⑮)。

米国で529プランに加えて「DCSAs/Dependent Care Savings Accounts/扶養家族養育貯蓄口座」の創設が検討されている様に、日本でもジュニアNISAに加えて「DCSAs」の様な制度が検討される可能性は十分ありそうだ。

以上

[参考ホームページ]

- ①2017年2月18日付米バロンス「2人のトランプと言う話」…「<http://www.barrons.com/articles/a-tale-of-two-trumps-1487399148>」、
- ②2016年9月13日付トランプ氏選挙運動サイト「Make America Great Again! | Donald J Trump for President」…「<https://www.donaldjtrump.com/press-releases/donald-j-trump-outlines-child-care-plan>」、
- ③2016年12月19日付米ロイター(Josh Cohen)「コラム: 米民主党がトランプ氏に協力すべき『5つの政策』」…「<http://www.reuters.com/article/us-trump-democrats-commentary-idUSKBN1421N1>」、
- ④2016年7月19日付日本版ISAの道その149「キーワードはインベストメント・チェーン!～米国労働省(DOL)フィデューシャリー・ルール案、英国ケイ・レビュー、欧州MiFID～」…「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160719.pdf」、
- ⑤2015年12月28日付日本版ISAの道 特別号「投資アドバイザーに対するフィデューシャリー・デューティー(FD)強化はグローバルなトレンド!～米国や英国、カナダやオーストラリア等のFD 最新事情と各国ファンドのチャネル別フロー～」…「<http://www.am.mufg.jp/text/kam151228.pdf>」、
- ⑥2016年7月9日付米バロンス「ミューチュアルファンドの未来/The Future of Mutual Funds」…「<http://www.barrons.com/articles/the-future-of-mutual-funds-1468037222>」、
- ⑦2017年2月6日付日本版ISAの道その171「米国の大統領令で市場が揺れ動く2017年1月! 2月はドッド=フランク法(ボルカー・ルール)とDOLフィデューシャリー・ルールにも大統領令! その中、NISAの既存投資家も新規投資家もネット証券の投資家も総じてグローバル株を志向!!」…「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170206.pdf」、
- ⑧2017年2月16日付米インベストメント・ニュース誌「Awaiting new Labor secretary, staff takes on larger

role in fiduciary rule's fate」

…「<http://www.investmentnews.com/article/20170216/BLOG07/170219916/awaiting-new-labor-secretary-staff-takes-on-larger-role-in-fiduciary>」、

⑨2017年2月16日付米インベストメント・ニュース誌「Labor Department seeks 180-day delay of fiduciary rule: Reports」…「<http://www.investmentnews.com/article/20170210/FREE/170219998/labor-department-seeks-180-day-delay-of-fiduciary-rule-reports>」、

⑩ICI/米国投資信託協会「529 Plans」…「https://www.ici.org/research/stats/529s/529s_16_q2」、

⑪2015年10月19日付日本版ISAの道 特別号「ジュニアNISAにはどのような投信が向いているのか～その参考となる米国の529プラン(教育資金積立制度)の徹底理解～」…「<https://www.am.mufg.jp/text/kam151019.pdf>」、

⑫2016年5月2日付WSJ「米の学資ローン債務、増加続く/Student Debt Is About to Set Another Record」～<http://blogs.wsj.com/economics/2016/05/02/student-debt-is-about-to-set-another-record-but-the-picture-isnt-all-bad/>」。

⑬ニューヨーク州のホームページの「Free Tuition Plan」…「<https://www.ny.gov/programs/tuition-free-degree-program-excelsior-scholarship>」、

⑭2016年6月10日付博報堂「博報堂こそだて家族研究所」～「<http://www.hakuhodo.co.jp/uploads/2016/06/20160610.pdf>」、

⑮2014年11月4日付日本版ISAの道 その78「ジュニアNISA vs こども(学資)保険! ジュニアNISA vs 英国ジュニアISA・米国529プラン!!」…「<https://www.am.mufg.jp/text/141104.pdf>」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。